

令和5年

第8回猪苗代町農業委員会臨時總會會議録

令和5年7月20日開催

猪苗代町農業委員会

## 令和5年第8回猪苗代町農業委員会臨時総会会議録

1. 日 時 令和5年7月20日(木) 午前10時30分
2. 場 所 猪苗代町農村環境改善センター 3階 農事研修室
3. 出席者 1番 渡 部 誠            2番 大 月 喜 裕            3番 鈴 木 範 政  
(仮議席) 4番 土 屋 勇 雄            5番 遠 藤 正 浩            6番 二 瓶 公 司  
          7番 小 檜 山 浩 子            8番 高 橋 二 三 雄            9番 安 達 壽 人  
          10番 鈴 木 正 晃            11番 丸 山 之 子            12番 浦 大 輔
4. 欠席者 なし
5. 事務局 局長 長谷川 勲    農地係長 佐 藤 すずい    主事 渡 部 善 和

(開議時間：10時20分)

### ○事務局(長谷川 事務局長)

ただ今より、令和5年第8回猪苗代町農業委員会臨時総会を開催いたします。

本日は、改選後の最初に行われる臨時総会であり、農業委員会等に関する法律第27条の規定により、町長が召集したものであります。

ここで、二瓶町長よりご挨拶を申し上げます。

### ○町長あいさつ(二瓶 盛一 町長)

本日は、改選後の初の農業委員会臨時総会を招集いたしましたところ農業委員の皆様には、大変ご多忙のところご出席を頂きまして、誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

本臨時総会は、農業委員会の構成を決定する会議でありますので、慎重なるご審議をお願いいたします。

先ほど、辞令交付式の際にも申し上げましたが、農業委員会の主たる任務は、地域農業の担い手への農地の集積・集約化による利用促進、遊休農地の発生防止・解消、農地の有効活用の円滑化、地域での新たな就農者の確保・育成支援など、農地利用の最適化であるとされております。

当町におきましては、先人の努力によりまして美しい緑の圃場を見ることが出来ておりますが、農家人口がどんどん減ってきているのも現状であります。後継者不足、新規就農者の対策が深刻な課題となっております。

先週の7月15日、町体験交流館(学びいな)におきまして、青少年の主張が行われ、私も出席してまいりましたが、小学生から高校生まで11名の意見発表がありました。

その中で、猪苗代高校2年生の鈴木君という男子生徒が「猪苗代町の農業の今と未来」というテーマで主張をし、鈴木君は若者の農業離れ、後継者不足に関する事を話していました。

夏の炎天下の中、熱中症の危険性と隣り合わせの肉体労働が過酷すぎる、早朝から夜遅くまで作業し、作柄が天候に大きく左右されるという、農家は労働時間と収入が見合っていないという現実。分かっている事ではありますが、的確な指摘に頷いてしまいました。

そうした中でも鈴木君は、猪苗代町の農家さんに明るい未来をと訴えました。彼が目指すものはそこだとし、それを実現するためには、農業は高齢者の仕事と決めつけず、若者自らが農業に従事し、農業の魅力が多くの人に伝わるような活動を進めていくべきと力強く主張し、併せて、これから自分達がやるべき具体的な行動も示してくれました。

こういった若い人たちの話を聴いて、猪苗代町の農業の未来も、決して暗いものではないなと感じました。町内には、若い農家の方が一生懸命やっている事例も沢山ございますので、農業委員会もこれらの方たちの後押しを、是非ともお願いしたいと思っております。

農業委員会におきましては、農地の荒廃は、地域の営農活動、引いては猪苗代町の産業に係わる重要な課題でありますので、猪苗代町からは、荒廃農地につながる遊休農地が出ないようにそして農地の有効利用が行われるよう、行政といたしましても、鋭意取り組んでまいりたいと思っておりますので、今後とも委員各位のご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

最後になりますが、農業委員会の益々のご発展と、委員皆様のご健勝でのご活躍を祈念いたしまして挨拶といたします。

これより3年間、どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（長谷川 事務局長）

ありがとうございました。

二瓶町長は、この後、公務がございますので、ここで退席とさせていただきます。

（町長退席）

本日の臨時総会は、農業委員会の構成を行う会議であります。

議事は、日程第1から日程第9までであります。

始めに、日程第1の「臨時議長を選出」であります。会長が互選されるまでの間、臨時の議長を選出しなければなりません。臨時の議長は、地方自治法第107条を準用し、従来から、委員の中で最年長の方をお願いしておりましたが、今回もそのようにしたいと思っております。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようでありますので、臨時の議長を、高橋 二三雄 委員にお願い致します。

○臨時議長（高橋二三雄 委員）

ただ今、臨時の議長に指名を受けました 高橋 二三雄 でございます。

会長が互選されるまでの間、議事を進めさせていただきますのでよろしくお願ひします。

それでは、出席委員の報告をします。

委員定数12名、出席委員12名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本臨時総会は成立いたしました。

○臨時議長（高橋二三雄 委員）

それでは、日程第2「仮議席の指定」を行います。

仮議席につきましては、現在着席の議席を仮議席としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、現在着席の議席を仮議席といたします。

仮議席	1番	渡部 誠	2番	大月 喜裕	3番	鈴木 範政
	4番	土屋 勇雄	5番	遠藤 正浩	6番	二瓶 公司
	7番	小檜山 浩子	8番	高橋 二三雄	9番	安達 壽人
	10番	鈴木 正晃	11番	丸山 之子	12番	浦 大輔

○臨時議長（高橋二三雄 委員）

次に、日程第3「会長の互選」を行います。

事務局の説明を求めます。

○事務局（長谷川 事務局長）

まず、会長の役割であります。会長は合議体である農業委員会の会務を総括整理し、外部に対して委員会を代表することとされております。

その会長の選出方法であります。農業委員会等に関する法律第5条第2項で「委員が互選した者をもって充てる」と規定しております。

互選というのは、相互に選挙することありますから、投票によって行うのが原則であることとされております。

ただし、指名推薦の方法によることは差し支えないものとされております。

以上であります。

○臨時議長（高橋二三雄 委員）

ただ今、事務局の説明がありました。

互選の方法については、原則投票であります。指名推薦でも良いとのことありますので、指名推薦の方法により行いたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、会長の互選については指名推薦により行いたいと思っております。

どなたか、指名される委員の方ございませんか。

○11番（丸山之子 委員）

前任の農業委員会会長であった 土屋 勇雄 さんを指名したいと思います。  
よろしく願いいたします。

○臨時議長（高橋二三雄 委員）

ただ今、11番 丸山 之子 委員より発言がございました。  
4番 土屋 勇雄 委員が指名されましたが、土屋 勇雄 委員を会長に指名推薦すること  
にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、4番 土屋 勇雄 委員を会長に互選することに決定いたします。

○臨時議長（高橋二三雄 委員）

それでは、会長に当選されました 土屋 勇雄 委員からごあいさつをお願いいたします。

○4番（土屋勇雄 委員）

ただ今、ご推薦により皆様からご承認をいただきまして、会長に就任させていただくこと  
になりました 土屋 勇雄 でございます。

農業委員の任期4期目であり、初めの任期は1年余りでしたので、通算8年目になります。  
その間、農業委員会の担う業務もかなり変わってきております。

現在の農業を取り巻く情勢は、新型コロナやウクライナ紛争などにより、どんどんと変わっ  
てきており、その様な中で農業基盤強化促進法の改正という、農業の基盤となる法律の改正に  
より、農業委員会の果たすべき役割も、転用や遊休農地の解消に止まらず、担い手をどう見つ  
けるか、その担い手へどう農地の集積・集約化を図っていくかが、重要な役割となっ  
てきております。

特に、これから町で地域計画を作成する事になりますが、それに先立つ目標地図の作成とい  
う部分を、農業委員会が担う事となります。今まで以上に、農業委員会の果たすべき役割が増  
え、皆さんの負担が増える事となります。

ご自分の仕事・農業等をお持ちの中での、農業委員会活動になりますので、どうぞお体にご  
留意され、農業委員会の活動を通して、猪苗代町の農業の進展にご尽力をいただきたいと思  
いますので、よろしく願いいたします。

3年間、お世話になります。どうぞよろしく願いいたします。

○臨時議長（高橋二三雄 委員）

ありがとうございました。  
それではここで議長を交代したいと思います。  
ご協力ありがとうございました。  
暫時休議いたします。

（休議 議長交代）

○議長（土屋勇雄 会長）

再開します。

それでは、次に日程第4「会長職務代理者の互選」を行います。

事務局の説明を求めます。

○事務局（長谷川 事務局長）

まず、会長職務代理者の役割であります。会長が欠けたとき又は事故があるときは、その職務を代理するものとされております。

会長職務代理者の選出方法であります。農業委員会等に関する法律第5条第5項で「委員が互選した者」と規定しており、その互選方法は、会長とまったく同様であります。

以上であります。

○議長（土屋勇雄 会長）

ただ今、事務局の説明がありました。

互選の方法については、先ほどの会長の互選方法とまったく同じのことでありますので、そのように議事を進めてまいります。

互選は、指名推薦の方法により行いたいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、会長職務代理者の互選については、指名推薦により行いたいと思っております。

指名推薦ですと、これまでは会長が欠けたときに、職務を代理するということでございましたので、会長指名で行われていたようですが、今回もそれでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、会長職務代理者は私から指名することに決定しました。

会長職務代理者には、9番 安達 壽人 委員を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋勇雄 会長）

ご異議なしと認め、9番 安達 壽人 委員を会長職務代理者に互選することに決定いたしました。

それでは、ここで会長職務代理者に当選されました 安達 壽人 委員よりご挨拶をいただきます。

○9番（安達壽人 会長職務代理者）

ただ今、土屋会長より会長職務代理者ということで指名を受けました 安達 壽人 でございます。

います。会長を補佐し、スムーズな委員会運営が出来ますよう務めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（土屋勇雄 会長）

ありがとうございました。

次に、日程第5「議席の指定」を行います。

議席の指定は、総会会議規則第5条で「会長が定める」こととなっておりますので、私から指定いたします。

1番から、担当地区ごとに割り当て、会長職務代理者を11番、会長を12番としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋勇雄 会長）

異議なしの声がございましたので、そのように指定したいと思います。

議席番号を事務局より報告させます。

○事務局（長谷川 事務局長）

それでは、議席の番号とお名前を申し上げます。

1番	渡部 誠	2番	小檜山 浩子	3番	大月 喜裕
4番	高橋 二三雄	5番	鈴木 範政	6番	鈴木 正晃
7番	遠藤 正浩	8番	丸山 之子	9番	二瓶 公司
10番	浦 大輔	11番	安達 壽人	12番	土屋 勇雄

以上であります。

なお、基本的に担当地区を受け持っていただくこととなりますが、委員の中でご自分の出身地区ではない地区を担当していただく委員の方が3名おられます。

事務局で調整をさせていただきまして、6番 鈴木 正晃 委員、8番 丸山 之子 委員、10番 浦 大輔 委員 につきましては、ご自分の出身地区以外の地区担当となりますが、ご理解いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（土屋勇雄 会長）

今ほど事務局から報告のとおり、3名の委員の方については、ご自分の出身地区以外の地区を担当していただくこととなります。ご理解をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、名簿をお配りしますので、ご確認願います。

○事務局（長谷川 事務局長）

ただ今担当地区の名簿をお配りしましたが、農業委員の方の担当につきましては、説明のとおりでございます。

また、農地利用最適化推進委員につきましては、地区推薦ということで各地区より2名選出されております。

この後、議案として皆様にお諮りをして、決定することになりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（土屋勇雄 会長）

それでは、皆さんにお諮りしたいと思っております。ただ今、事務局より説明があったとおり、このように議席の指定及び地区担当としたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、事務局報告のとおり議席を決定いたしました。  
ここで、暫時休議いたします。

（仮議席から本議席へ移動）

○議長（土屋勇雄 会長）

再開いたします。

日程第6「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、総会会議規則第18条により、2名指名することとなっております。

議長において、指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、1番 渡部 誠 委員、11番 安達 壽人 委員の2名を指名いたします。

○議長（土屋勇雄 会長）

次に、日程第7 議案第33号「猪苗代町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局（佐藤 農地係長）

日程第7 議案第33号「猪苗代町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」を説明いたします。

議案書の1, 2ページをお開きください。

この議案は、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農地利用最適化推進委員を委嘱したいので審議をお願いするものであります。

農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会等に関する法律第19条第1項の規定により、令和5年3月1日から3月27日までの間公募を行い、その結果、定数12名に対し12名の応募がありました。その後、町の選考委員会に候補者の選考を依頼し、議案書にあるとおり12名の方が選考されたものであります。

それでは、選考された方々の氏名、生年月日、担当区域を朗読いたします。

1番 笹岡 正人 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 猪苗代地区、2番 氏田 泰昭 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 猪苗代地区、3番 関和 慎一 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 翁島地区、4番 岸本 恵里子 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 翁島地区、5番 古川 昭一 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 千里地区、6番 相馬 裕幸 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 千里地区、7番 鵜浦 正俊 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 月輪地区、8番 小檜山 正次 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 月輪地区、9番 桑原 富男 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 長瀬地区、10番 神 庄也 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 長瀬地区、11番 長谷川 竹司 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 吾妻地区、12番 小檜山 慶一郎 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 吾妻地区

なお、任期は農業委員の皆さんと同じ、令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間であります。

以上であります。

#### ○議長（土屋勇雄 会長）

事務局の説明が終わりましたので審議を行います。私からも若干の説明をいたします。

農地利用最適化推進委員につきましては、制度上担当地区があるということから各地区2名の選考となったということであり、農業委員会が委嘱をするということでもありますので、この議案が原案通り議決されれば、後日、農業委員会を代表して、私の方から委嘱状を交付する予定となっております。

それでは、審議を行います。質疑等ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、採決を行います。

採決は挙手によって行います。

議案第33号について、原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手 全員）

挙手全員であります。

よって議案第33号については、原案のとおり決定いたしました。

ここで、暫時休議いたします。

（休議の間、申請書審査委員会の説明あり）

○議長（土屋勇雄 会長）

では議事を再開いたします。

日程第8「猪苗代町農業委員会申請書審査委員会委員の任命について」を議題といたします。

申請書審査委員会委員は、設置要領第2条により、農業委員5名以内で会長が任命することとなっております。

それでは、私より申請書審査委員について、次の5名の方を任命いたします。

3番 大月 喜裕 委員、5番 鈴木 範政 委員、6番 鈴木 正晃 委員、

9番 二瓶 公司 委員、11番 安達 壽人 委員

以上、5名の方を任命します。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋勇雄 会長）

次に、日程第9「猪苗代町農業委員会申請書審査委員会の正副委員長の名指について」を議題といたします。

申請書審査委員会の正副委員長につきましても、設置要綱第3条において会長が指名することとなっておりますので、私から指名をいたします。

委員長に5番 鈴木 範政 委員、副委員長に6番 鈴木 正晃 委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋勇雄 会長）

以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これで、令和5年度第8回猪苗代町農業委員会臨時総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

(閉会時間：11時15分)

本委員会臨時総会の内容を記録し、相違ないことを証明するため議長及び議事録署名人はここに署名する。

令和5年7月20日

議長（会長）

臨時議長

署名人

署名人